

令和 6 年

上尾市教育委員会 5 月定例会 議案

議 案 名

議案第 3 1 号	上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針の策定について -----	1
議案第 3 2 号	上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について -----	2
議案第 3 3 号	上尾市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について ----	3
議案第 3 4 号	上尾市人権教育推進協議会委員の委嘱又は任命について -----	5
議案第 3 5 号	上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会委員の委嘱又は任命について -----	7
議案第 3 6 号	請願に係る審査請求に対する裁決について -----	9
議案第 3 7 号	職員の処分に係る審査請求に対する裁決について -----	1 3
議案第 3 8 号	いじめ重大事態対応マニュアルの改訂に係る審査請求に対する裁決について -----	1 7
議案第 3 9 号	令和 6 年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について -----	2 1

議案第 3 1 号

上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針の策定について
上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針を下記のとおり定める。

令和 6 年 5 月 2 3 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

別冊「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針」のとおり

提案理由

上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針を定めたいので、この案を提出する。

議案第 3 2 号

上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出
について

上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定めることにつ
いて、市長に意見を申し出る。

令和 6 年 5 月 2 3 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例

上尾市立学校設置条例（昭和 3 9 年上尾市条例第 1 1 号）の一部を次のよ
うに改正する。

第 2 条第 1 号の表 1 7 の項中「上尾市大字今泉 2 6 8 番地」を「上尾市今
泉三丁目 1 7 番地 1」に改め、同条第 2 号の表 6 の項中「上尾市大字今泉 5
1 5 番地」を「上尾市東今泉 5 番地 1」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 9 月 2 1 日から施行する。

提案理由

上尾都市計画事業大谷北部第二土地区画整理事業の施行区域において町
の区域を新たに画し、及び変更することに伴い、所要の改正を行うこと
について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づ
き、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

議案第 33 号

上尾市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について
 上尾市公民館運営審議会委員に下記の者を委嘱又は任命する。

令和 6 年 5 月 23 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

1 委嘱 [任期：令和 8 年 6 月 12 日まで]

選出区分	氏名	住所等	役職名等	備考
1号委員	須賀 聡 <small>すが さとし</small>	上尾市愛宕在住	ボーイスカウト上尾市連絡協議会会長	再任
	横堀 鶴雄 <small>よこぼり つるお</small>	上尾市向山在住	上尾市文化団体連合会会長	再任
	戸松 令子 <small>とまつ れいこ</small>	上尾市弁財在住	上尾市美術家協会前事務局長	新任
	船生 養子 <small>ふにゅう ようこ</small>	上尾市畔吉在住	女性フォーラムあげお会長	再任
	玉越 敬彦 <small>たまこし よしひこ</small>	上尾市谷津在住	上尾市まなびすと指導者バンク活動推進会議会長	再任
2号委員	山内 和子 <small>やまうち かずこ</small>	上尾市大谷本郷在住	大谷地区母子愛育班会長	新任
	一ノ瀬 隆 <small>いちのせ たかし</small>	上尾市原市北在住	上尾市PTA連合会幹事	新任
3号委員	近藤 博昭 <small>こんどう ひろあき</small>	上尾市本町在住	学識経験者	再任
	関根 とし子 <small>せきね としこ</small>	上尾市西宮下在住	学識経験者	再任
	山尾 三枝子 <small>やまお みえこ</small>	上尾市原市在住	学識経験者	再任
	北川 悦子 <small>きたがわ えつこ</small>	上尾市上在住	学識経験者	再任

2 任命 [任期：令和8年6月12日まで]

選出区分	氏名	住所等	役職名等	備考
1号委員	みかづき けいこ 三日月 桂子	市立平方北小学校勤務	校長	再任
	とうは ひでき 洞派 英樹	市立原市中学校勤務	校長	再任

【選出区分】

- 1号委員：学校教育及び社会教育の関係者
- 2号委員：家庭教育の向上に資する活動を行う者
- 3号委員：学識経験のある者

提案理由

上尾市公民館運営審議会委員の任期満了に伴い、上尾市立公民館条例第11条第3項の規定により、委員の委嘱又は任命を行いたいので、この案を提出する。

議案第 3 4 号

上尾市人権教育推進協議会委員の委嘱又は任命について
上尾市人権教育推進協議会委員に下記の者を委嘱又は任命する。

令和 6 年 5 月 2 3 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

1 委嘱 [任期：令和 8 年 5 月 3 1 日まで]

選出区分	氏名	住所等	備考
2号委員	ほんだ せいじ 本田 誠治	上尾市原市 在住	再任
	こんどう ひろあき 近藤 博昭	上尾市本町 在住	再任
	おおば あいこ 大場 愛子	上尾市西宮下 在住	新任
3号委員	ほりこし ようこ 堀越 洋子	上尾市錦町 在住	新任
4号委員	ふにゆう ようこ 舩生 養子	上尾市畔吉 在住	再任
	いのうえ れいこ 井上 禮子	上尾市瓦葺 在住	再任
	せきもと まさひろ 関本 正弘	上尾市本町 在住	再任
	すずき れいこ 鈴木 玲子	上尾市二ツ宮 在住	再任
5号委員	しばさき まさみ 柴崎 政美	伊奈町小室 在住	再任
	そがべ のぶたか 曾我部 延孝	さいたま市北区 在住	再任
	おおば れいこ 大場 玲子	上尾市中分 在住	再任

2 任命 [任期：令和 8 年 5 月 3 1 日まで]

選出区分	氏名	住所等	備考
1号委員	おだか たつや 小高 達也	市立原市南小学校 勤務	新任

	おおき 大木 まみこ	市立大石南中学校 勤務	新任
--	---------------	-------------	----

【選出区分】

- 1号委員：学校教育の関係者
- 2号委員：社会教育の関係者
- 3号委員：人権擁護委員その他人権にかかわる業務に従事している者
- 4号委員：人権にかかわる活動を行っている団体を代表する者
- 5号委員：識見を有する者

提案理由

上尾市人権教育推進協議会条例第3条第2項の規定により、委員の委嘱又は任命を行いたいので、この案を提出する。

議案第 35 号

上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会委員の委嘱又は任命について

上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会委員に下記の者を委嘱又は任命する。

令和 6 年 5 月 23 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

1 委嘱 [任期：令和 7 年 4 月 30 日まで]

選出区分	氏名	住所等	役職名等	備考
2号委員	みやうち みつお 宮内 光雄	上尾市スポーツ少年団所属	副本部長	新任
3号委員	かねこ あきひろ 金子 輝大	上尾市国際交流協会所属	理事	新任
5号委員	たかやま りょうへい 高山 亮平	上尾市PTA連合会所属	副会長	新任

2 任命 [任期：令和 7 年 4 月 30 日まで]

選出区分	氏名	住所等	役職名等	備考
4号委員	ながい もとぎ 永井 基生	上尾市立原市小学校在勤	教頭	新任

【選出区分】

- 1号委員：学識経験者
- 2号委員：市内においてスポーツの振興に関する活動を行う団体を代表する者
- 3号委員：市内において芸術及び文化の振興に関する活動を行う団体を代表する者
- 4号委員：学校の校長、教員、部活動指導員その他の学校関係者
- 5号委員：学校に在学する生徒の保護者を代表する者
- 6号委員：前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

提案理由

上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会委員に欠員が生じたため、上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会条例第4条の規定により、その後任として委嘱又は任命したいので、この案を提出する。

議案第 36 号

請願に係る審査請求に対する裁決について
請願に係る審査請求について、別紙のとおり裁決する。

令和 6 年 5 月 23 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

提案理由

請願に係る審査請求について、不適法であるため、却下の裁決をしたい
ので、この案を提出する。

裁 決 書

審査請求人 *****

処 分 庁 上尾市教育委員会

審査請求人が令和6年3月22日に提起した請願に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

第1 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和6年1月4日、処分庁に対し、仮称「教育長・教育委員と市民との懇談会」開催に関する請願（以下「本件請願」という。）を提出した。
- 2 審査請求人は、令和6年3月22日、処分庁に対し、3か月近く経過しているにもかかわらず、（1）本件請願提出後、教育委員会定例会・臨時会で本件請願の審査がされていないこと、（2）本件請願の進捗状況等が教育委員会から能動的に請求人に伝えられていないことは、「処分庁」の不作為であるというものであり、可能な限り速やかに「本件請願」についての審査を望むとして、審査庁に対して本件審査請求を提起した。

第2 審理関係人の主張の要旨

審査請求人の主張の要旨

本件審査請求の記載内容から、本件審査請求の対象等は、次のとおりである。

- （1）本件審査請求の対象

本件審査請求の対象は、「上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定例会において、本件請願の審査が行われていないこと」である。

（２）審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「可能な限り速やかに本件請願についての審査を望む」ものである。

（３）審査請求の理由

ア ３回にわたる教育委員会の定例会において、本件請願の審査がされていない。

イ 本件請願の進捗状況等が教育委員会から能動的に請求人に伝えられていない。

第３ 理由

１ 本件審査請求は、教育委員会の定例会において、本件請願の審査が行われていないとの主張（上記第２の（３）のア）を前提として、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。以下「法」という。）第３条の規定による不作為に該当するものとして当該不作為についての審査請求をしたものと認められる。

２ 不作為についての審査請求は、法第３条において「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。）がある場合には、当該不作為についての審査請求をすることができる。」と規定されている。

また、ここでいう「処分」とは、法第１条第２項において「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」と規定されている。すなわち、公権力の主体たる国又は地方公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいうものである。

３ 請願とは、国民が国又は地方公共団体の機関に対して希望を述べるところを保障する制度であり、法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされている申請には当たらない。

これを本件審査請求についてみると、審査請求人は処分庁に対して、本件請願の審査を求めているが、審査請求人が処分庁に対して求めている内容は、処分には該当せず、また、法令に基づいてされた申請にも当たらないものということになる。

- 4 以上から、上記第2の(1)の本件審査請求の対象は法第3条の規定による不作為には該当せず、本件審査請求は審査請求人としての適格を有しない者からなされたものであるということになる。

したがって、その余の点について判断するまでもなく、本件審査請求は不適法なものである。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であるから、法第49条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和 年 月 日

審査庁 上尾市教育委員会

教示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として（訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市教育委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由がある場合は、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められるときがあります。

議案第 37 号

職員の処分に係る審査請求に対する裁決について
職員の処分に係る審査請求について、別紙のとおり裁決する。

令和 6 年 5 月 23 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

提案理由

職員の処分に係る審査請求について、不適法であるため、却下の裁決をしたいので、この案を提出する。

裁 決 書

審査請求人 *****

処 分 庁 上尾市教育委員会

審査請求人が令和6年4月2日に提起した職員の処分に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

第1 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和6年2月22日、処分庁に対し、不登校当事者の保護者、民間の不登校支援者を上尾市不登校対策推進委員会の委員にするかどうかについて、どのように検討したかがわかる文書について行政文書公開請求をした。
- 2 審査請求人は、令和6年3月7日、教育センター職員と面談し、不登校当事者の保護者、民間の不登校支援者を上尾市不登校対策推進委員会の委員にするかどうかについて検討したが、当該検討に係る文書は作成していない旨の回答を受けた。
- 3 審査請求人は、令和6年3月13日、処分庁に対し、文書未作成の件を放置するのか、処分するのかについて見解の回答を求める問い合わせを行った。
- 4 処分庁は、令和6年3月29日、審査請求人に対し、本事案の対応に関して、処分事由に当てはまらないと回答した。
- 5 審査請求人は、令和6年4月2日、処分庁に対し、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）

第4条違反による職員の処分の検討を求めて、審査庁に対して本件審査請求を提起した。

第2 審理関係人の主張の要旨

審査請求人の主張の要旨

本件審査請求の記載内容から、本件審査請求の対象等は、次のとおりである。

(1) 本件審査請求の対象

本件審査請求の対象は、「上尾市教育委員会が職員を懲戒処分しないこと」である。

(2) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「職員が文書未作成を認めており、教育総務課職員もそのことを確認しているため、法令に則り処分を検討することを求める」ものである。

(3) 審査請求の理由

ア 職員が職務上作成しなければならない文書を作成していなかった。

イ 当該職員の行為は、公文書管理法第4条に違反するため、当該職員の処分を検討するとの裁決を求める。

第3 理由

1 本件審査請求は、職員が職務上作成しなければならない文書を作成していないとの主張（上記第2の(3)のア）を前提として、職員を地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分をしないことが行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第3条の規定による不作為に該当するものとして当該不作為についての審査請求をしたものと認められる。

2 不作為についての審査請求は、法第3条において「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。）がある場合には、当該不作為についての審査請求をすることができる。」と規定されている。

また、ここでいう「処分」とは、法第1条第2項において「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」と規定されている。すなわち、公権力の主体たる国又は地方公共団体が行う行為のうち、その行為によ

って、直接国民の権利義務を形成し、又は、その範囲を確定することが法律上認められているものをいうものである。

- 3 懲戒処分とは、任命権者がその権限に基づき自ら行うものであり（地方公務員法第6条第1項）、任命権者以外の者に申請権が認められるものではない。

これを本件審査請求についてみると、審査請求人は処分庁に対して、職員の処分の検討を求めているが、審査請求人が処分庁に対して求めている内容は、処分には該当せず、また、法令に基づいてされた申請にも当たらないものということになる。

- 4 以上から、上記第2の（1）の本件審査請求の対象は法第3条の規定による不作為には該当せず、本件審査請求は審査請求人としての適格を有しない者からなされたものであるということになる。

したがって、その余の点について判断するまでもなく、本件審査請求は不適法なものである。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であるから、法第49条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和 年 月 日

審査庁 上尾市教育委員会

教示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として（訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市教育委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由がある場合は、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められるときがあります。

議案第 38 号

いじめ重大事態対応マニュアルの改訂に係る審査請求に対する裁決について

いじめ重大事態対応マニュアルの改訂に係る審査請求について、別紙のとおり裁決する。

令和 6 年 5 月 23 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

提案理由

いじめ重大事態対応マニュアルの改訂に係る審査請求について、不適法であるため、却下の裁決をしたいので、この案を提出する。

裁 決 書

審査請求人 *****

処 分 庁 上尾市教育委員会

審査請求人が令和6年4月1日に提起したいじめ重大事態対応マニュアルの改訂に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

第1 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和5年上尾市議会12月定例会において上尾市いじめ問題調査委員会調査に関する請願（以下「本件請願」という。）を行い、同議会で採択された。
- 2 処分庁は、令和6年3月、いじめ重大事態対応マニュアルを改訂した。
- 3 審査請求人は、令和6年4月1日、処分庁に対し、いじめフロー図、手順にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第23条第6項に規定する警察との連携が書き加えられていないことが、不作為に当たるとして、文言を本件請願のとおり書き加えることを求めて、審査庁に対して本件審査請求を提起した。

第2 審理関係人の主張の要旨

審査請求人の主張の要旨

本件審査請求の記載内容から、本件審査請求の対象等は、次のとおりである。

- (1) 本件審査請求の対象

本件審査請求の対象は、「いじめ重大事態対応マニュアルに警察との連携を書き加えていないこと」である。

(2) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「いじめ重大事態対応マニュアルに警察との連携に関する文言を本件請願のとおり書き加えることを求める」ものである。

(3) 審査請求の理由

ア 上尾市いじめ問題調査委員会の提言、被害者側の意向を無視した対応である。

イ 法令違反の対応である。

第3 理由

1 本件審査請求は、処分庁が行ったいじめ重大事態対応マニュアルの改訂の際に、本件請願のとおり文言が書き加えられていないことが行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第3条の規定による不作為に該当するものとして当該不作為についての審査請求をしたものと認められる。

2 不作為についての審査請求は、法第3条において「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる。」と規定されている。

また、ここでいう「処分」とは、法第1条第2項において「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」と規定されている。すなわち、公権力の主体たる国又は地方公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいうものである。

3 請願とは、国民が国又は地方公共団体の機関に対して希望を述べるところを保障する制度であり、法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされている申請には当たらない。

これを本件審査請求についてみると、審査請求人は処分庁に対して、いじめ重大事態対応マニュアルの改訂の際に、本件請願のとおり文言を書き加えることを求めているが、審査請求人が処分庁に対して求めている内容は、処分には該当せず、また、法令に基づいてされた申請にも当たらないものということになる。

- 4 以上から、上記第2の(1)の本件審査請求の対象は法第3条の規定による不作為には該当せず、本件審査請求は審査請求人としての適格を有しない者からなされたものであるということになる。

したがって、その余の点について判断するまでもなく、本件審査請求は不適法なものである。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であるから、法第49条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和 年 月 日

審査庁 上尾市教育委員会

教示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として（訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市教育委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由がある場合は、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められるときがあります。

議案第 39 号

令和 6 年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について

令和 6 年度上尾市一般会計補正予算を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

令和 6 年 5 月 23 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

1 歳入補正（教育関係）

款	項	補 正 額	補正前予算額	補正後予算額
16 県支出金	2 県補助金	4,949 千円	40,548 千円	45,497 千円

2 歳出補正（教育費）

款	項	補 正 額	補正前予算額	補正後予算額
9 教育費	1 教育総務費	25,286 千円	1,635,924 千円	1,661,210 千円
	計	25,286 千円	1,635,924 千円	1,661,210 千円

提案理由

令和 6 年度上尾市一般会計補正予算（第 2 号）の教育に関する事務の部分の補正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

(参考) 所属別事業別歳出補正額

● 教育総務課

(単位：千円)

事業名	補正額
学校施設更新計画推進事業	20,466
12 委託料	20,466

● 指導課

(単位：千円)

事業名	補正額
部活動地域移行推進事業	4,820
12 委託料	4,820